

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

猪苗代町は、健康管理に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福島県耶麻郡猪苗代町長 前後 公

公表日

令和4年3月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康管理に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。</p> <p>予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止のために、新型インフルエンザに係る予防接種の実施等に関する事務を行う。</p> <p>母子保健法に基づき、住民からの妊娠届を受けて、母子健康手帳の交付を行う。出生時の体重が2500グラム未満の低出生体重児の届出の受理と訪問指導を行う。妊産婦や新生児・未熟児とその保護者の方を対象に、保健婦や栄養士による家庭訪問により、健康や育児についての相談や助言を行う。</p> <p>健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことにより、健康への認識と自覚を高めるとともに、健康診査及び検診の対象者の把握を行い、受診率の向上に繋げる。</p> <p>健康増進法に基づく相談または栄養指導、保健指導等及び各種検診(健康診査、保健指導、がん検診、歯周疾患、肝炎ウイルス)等の事務を行う。</p>
③システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS) 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 予防接種ファイル 2. 母子保健ファイル 3. 健康診査ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) <ul style="list-style-type: none"> : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊娠の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) <ul style="list-style-type: none"> : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) : 第一欄(情報照会者)が「都道府県知事」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の3の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) : 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項) 健康増進法による健康増進事業の実施に関する情報であって主務奨励の定めるもの(102の2の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長の役職名	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

7. 特定個人情報への開示・訂正・利用停止請求

請求先	猪苗代町役場 町民生活課 町民係 郵便番号 969-3123 住所:福島県耶麻郡猪苗代町字城南100 電話:0242-62-2114 ファクス:0242-62-2123 E-mail:choumin@town.inawashiro.fukushima.jp
-----	--

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	猪苗代町役場 町民生活課 町民係 郵便番号 969-3123 住所:福島県耶麻郡猪苗代町字城南100 電話:0242-62-2114 ファクス:0242-62-2123 E-mail:choumin@town.inawashiro.fukushima.jp

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年2月29日	初版作成				
平成29年7月28日	評価実施機関における担当部署	保健福祉課長 森田茂夫	保健福祉課長 浅井正博	事後	
平成29年7月28日	しきい値判断項目 対象人数	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月28日	しきい値判断項目 取扱者数	平成27年1月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年7月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	出生時時の体重が2500グラム未満	出生時児の体重が2500グラム未満	事後	
平成29年7月28日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	保健婦や栄養士による家庭訪問	保健師による家庭訪問	事後	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署	保健福祉課長 浅井正博	保健福祉課長	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 対象人数	平成29年4月1日	平成31年1月1日	事後	
平成31年4月1日	しきい値判断項目 取扱者数	平成29年4月1日	平成31年1月1日	事後	
令和2年1月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務	予防接種法に基づき、BCG、麻しん、風しん混合予防接種、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌等の定期予防接種にかかる予防接種の発行を行う。また、高齢者に対して、インフルエンザ予防接種、運動者肺炎球菌の定期予防接種にかかる予防接種の発行を行う。定期予防接種にかかる経費については、公費助成により自己負担は発生しないが、高齢者インフルエンザについては、費用負担を軽減することし、一部自己負担が発生する。	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止のために、新型コロナウイルスに係る予防接種の実施等に関する事務を行う。	事後	
令和2年1月1日	個人番号の利用	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項	事後	
令和2年1月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(別表二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	(別表二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項)	事後	
令和2年1月1日	しきい値判断項目 対象人数	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和2年1月1日	しきい値判断項目 取扱者数	平成31年1月1日	令和3年1月1日	事後	
令和3年4月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止のために、新型コロナウイルスに係る予防接種の実施等に関する事務を行う。	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止のために、新型コロナウイルスに係る予防接種の実施等に関する事務を行う。	事後	
令和3年4月30日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	
令和3年4月30日	個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項	・番号法第9条第1項 別表第一の10、49、76、93の2の項	事後	
令和3年8月1日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。	予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、A類疾病及びB類疾病に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。 予防接種法に基づき、新型コロナウイルス感染症の発生及びまん延を予防するために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施等に関する事務を行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	
令和3年12月1日	個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種等に関するワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種等に関するワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和3年12月1日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表二 (別表二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表二 (別表二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「母子保健法による妊婦の届出に関する情報」が含まれる項(56の2の項) (別表二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の疾病に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(18の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による給付(同法第十五条第一項の障害に係るものに限る。)」の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(19の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(115の2の項)	事後	
令和4年3月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 事務の概要	健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等の実施に努め、必要に応じて保健指導等を行うことにより、健康への認識と自覚を高めるとともに、健康診査及び検診の対象者の把握を行い、受診率の向上に繋げる。	健康増進法に基づき、生活習慣病の予防と疾病の早期発見に加え、必要に応じて保健指導等を行うことにより、健康への認識と自覚を高めるとともに、健康診査及び検診の対象者の把握を行い、受診率の向上に繋げる。 健康増進法に基づき、相談または栄養指導、保健指導等及び各種検診(健康診査、保健指導、がん検診、歯周疾患、肝炎ウイルス)等の事務を行う。		
令和4年3月10日	特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS)	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. ワクチン接種記録システム(VRS) 4. 中間サーバー		